

議案第9号

沼田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月22日提出

沼田市長 横山 公一

沼田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

沼田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「一の年」を「一の年度」に改め、同項第2号中「当該年」を「当該年度」に、「その年」を「その年度」に改め、同条第2項中「当該年の翌年」を「当該年度の翌年度」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。